

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

H30.2.7

No.	分類	質問	回答	備考	更新日
1	総合事業全般	基本チェックリストで該当項目が一つでもあれば、「事業対象者」となるのか。	貴見のとおりです。		
2	総合事業全般	事業対象者は緩和した基準によるサービス(生活支援訪問型サービス・健康維持通所型サービス)しか利用できないのか。	<p>事業対象者の方も介護予防ケアマネジメントを実施し、現行相当サービス(介護予防訪問型サービス・介護予防通所型サービス)が必要と判断される場合は、現行相当サービスを利用することができます。</p> <p>また、要支援者も現行相当サービスだけでなく、緩和した基準によるサービスや短期集中予防サービスを利用することもできます。</p>		
3	総合事業全般	要支援1の方が週1回介護予防通所介護において、入浴を利用している場合は、事業対象者に移行することはできるのか。	事業対象者の方も現行相当サービス(介護予防通所型サービス)を利用することができるため、認定の有効期間満了に伴い、事業対象者へ移行することができます。		
4	総合事業全般	総合事業サービスは市内の事業所しか利用できないのか。	小牧市が総合事業に係る指定をした事業所であれば、他市の事業所であっても利用することができます。		
5	総合事業全般	利用者が、現行相当サービスと緩和した基準によるサービスのどちらを利用するか、選択することは可能か。	現在と同様、地域包括支援センターの職員又はケアマネジャーによる介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにより、必要なサービスを判断してください。		
6	総合事業全般	事業対象者の方が住宅改修を行いたい場合は利用可能か。	総合事業サービスの中に住宅改修はなく、事業対象者は総合事業サービスのみしか利用できないため、要介護(要支援)認定申請が必要となります。		

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

7	総合事業全般	第2号被保険者は総合事業サービスを利用できないのか。	第2号被保険者は要介護(要支援)認定申請を行い、要支援の認定がおりれば、総合事業サービスのうち介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。 ※事業対象者として、総合事業サービスを利用することはできません。 ※一般介護予防事業については、65歳以上の方の利用となります。		
8	総合事業全般	支給限度額内であれば、同一サービスで複数の事業所を利用することは可能か。	介護予防訪問介護や介護予防通所介護と同様に、月額包括報酬のサービスについては、複数の事業所を利用することはできず、1つの事業所を選択する必要があります。		
9	総合事業全般	現行相当サービスと緩和した基準によるサービス(介護予防訪問型サービスと生活支援訪問型サービス、又は介護予防通所型サービスと健康維持通所型サービス)を併用することは可能か。	併用はできません。また、短期集中運動器向上通所型サービスについても、介護予防通所型サービス及び健康維持通所型サービスと併用はできません。ただし、短期集中訪問型リハビリテーションサービスについては、介護予防訪問型サービスや生活支援訪問型サービスと併用を可能としています。		
10	総合事業全般	要支援者が総合事業サービスのうち通所型サービスと介護予防通所リハビリテーションを同時に利用することは可能か。	利用者の目標の達成を図る観点から、一の事業所において、一月を通じ、個々の利用者の状態や希望に応じたサービスを提供することを想定しています。そのため、適切にケアマネジメントを行って計画に位置づけることから、両者が同時に提供されることは想定していません。		
11	総合事業全般	予防給付サービスと総合事業サービスを利用する場合、支給限度額はいくらか。	予防給付サービスは要支援者しか利用できないため、支給限度額は、要支援区分が上限となります。 ※要支援1…5,003単位、要支援2…10,473単位		
12	総合事業全般	既に総合事業が開始されたところで、困ったことがあれば教えてほしい。	総合事業の開始にあたり、困ったことはサービス種別や事業所によって異なるため、保険者としては把握しておりません。必要に応じて同一サービス事業所等にお問い合わせください。		

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

13	介護予防ケアマネジメント	予防給付と総合事業の計画は別々に立てるのか。また、給付管理は予防給付と総合事業別々に行うのか。	指定介護予防支援として、予防給付と総合事業を併せた「介護予防サービス・支援計画書」において立案することになります。また、給付管理についても併せて行います。		
14	介護予防ケアマネジメント	総合事業サービスを利用する場合も、サービス担当者会議を開催するのか。	原則的な介護予防ケアマネジメントにより、計画を作成し、サービスを利用する場合は、サービス担当者会議は必須となります。ただし、初回のみ介護予防ケアマネジメントを実施した場合は、省略することができます。		
15	介護予防ケアマネジメント	総合事業サービスのみを利用していた要支援者が、新たに介護予防居宅療養管理指導を利用する場合、引き続き介護予防ケアマネジメントの実施で問題ないか。	介護予防居宅療養管理指導は限度額対象外のサービスとなることから、貴見のとおりケアマネジメント費は介護予防ケアマネジメント費での請求となります。 ただし、介護予防居宅療養管理指導費を算定する場合は、介護予防支援と同様、介護予防ケアマネジメントにおける計画の策定等に必要な情報提供並びに利用する上での留意点等、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に限りです。	介護保険最新情報 vol.484「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」表7	
16	介護予防ケアマネジメント	予防給付を受けていた方が、要支援の認定有効期間が満了した翌月から、基本チェックリストによる事業対象者として総合事業のサービスを利用した場合、総合事業開始月に原則的な介護予防ケアマネジメントの初回加算を算定してよいか。	初回加算の算定については、指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準拠することとしており、 ①新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合(介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合) ②要介護者が、要支援認定を受け、あるいは事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合 に算定できると考えているため、左記の場合においては、初回加算の算定を行うことはできません。	平成27年1月9日付「ガイドラインQ&A」第4の問13	

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

H30.2.7

17	介護予防ケアマネジメント	現在、予防給付を利用している方で、平成29年4月以降は総合事業サービスのみの利用になる方は、介護予防ケアマネジメントの届出が必要となるか。	要支援者で、既に介護予防サービス計画の届出を小牧市に提出している場合は、改めて介護予防ケアマネジメントの届出を提出する必要はありません。ただし、要支援者が、基本チェックリストを実施し、事業対象者となった場合は、介護予防ケアマネジメントの届出を提出する必要があります。		
18	介護予防ケアマネジメント	事業対象者として総合事業サービスを利用していた方が、要介護(要支援)認定を受け、要支援者となった場合、介護予防サービス計画の届出は必要か。	利用するサービスが、総合事業サービスのみであっても、いつ予防給付サービスを利用するか分からないため、要支援者の方は要支援認定の結果が出た時点で、「介護予防サービス計画」の届出書を市へ提出してください。 なお、介護予防サービス計画の届出を提出していても、利用しているサービスが総合事業サービスのみの場合のケアマネジメント費は「介護予防ケアマネジメント費」となるため、請求する際はご注意ください。		H29.2.27
19	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントについて、専用の様式はあるか。	原則的な介護予防ケアマネジメントについては、指定介護予防支援と同様のプロセスのため、現在使用している様式と変わりません。 初回のみ介護予防ケアマネジメントについては、ケアプランの作成を簡略化できることから、小牧市が別で定める様式を使用することを妨げません。様式については、後日ホームページに掲載する予定です。	介護保険最新情報 vol.484「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」	
20	介護予防ケアマネジメント	初回のみ介護予防ケアマネジメントを実施する場合、利用者と契約は必要か。	介護予防ケアマネジメント費が発生することから、利用者との契約は必要だと考えます。		H29.2.27
21	介護予防ケアマネジメント	初回のみ介護予防ケアマネジメントについて、包括と居宅の3者契約をすることは可能か。	初回のみ介護予防ケアマネジメントの場合、ケアマネジメントの「一部」を委託することができないと考えることから、想定はしていません。		H29.2.27

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

H30.2.7

22	指定について	介護保険と総合事業の人員配置、基準の解釈について教えてほしい。	それぞれ基準を満たす必要があります。 基準の解釈については、要介護の方が利用する通所介護や訪問介護は愛知県に、総合事業や地域密着型サービスに関することは小牧市にお問い合わせください。		
23	指定について	人員等に変更があった場合、年度が替わるときに市へ変更届を提出するのか。	管理者(全サービス)とサービス提供責任者(介護予防訪問型サービス及び生活支援訪問型サービス)については、変更後10日以内に届出が必要です。 職員の職種、員数及び職務の変更については、年に1回、6月1日現在の状況を6月末までに届出を行ってください。(従業員の入替えはあったものの、運営規程の変更がなかった場合は届出が不要です。)		
24	指定について	総合事業サービスに参入しないデメリットはあるか。	現在の介護予防通所介護と介護予防訪問介護が総合事業サービスに移行されますので、引き続き事業を行う場合は、総合事業の指定を受ける必要があります。総合事業の指定を受けない場合、要支援者や事業対象者の受け入れができないため、ご注意ください。		
25	指定について	現行のまま要支援者はいつまで受け入れが可能か。	介護予防訪問介護及び介護予防通所介護として要支援者を受け入れることができるのは、平成30年3月31日までとなります。 認定有効期間開始日が平成29年4月以降の方や新たに要支援認定を受けた方は、総合事業サービスとして受け入れることになります。		
26	指定について	他市の要支援者を平成29年4月1日以降も継続して受け入れる場合、手続きはどのようにすればいいか。	利用者の保険者(市町村)の指定を受ける必要があります。		
27	指定について	平成29年4月1日以降、他市の被保険者を新たに受け入れることは可能か。また、受け入れができる場合、どのような手続きをすればよいか。	利用者の保険者(市町村)の指定を受けていれば、受け入れは可能です。指定の手続きについては、該当の市町村にお問い合わせください。		

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

H30.2.7

28	指定について	総合事業の参入をせず、現行の通所介護や地域密着型サービスを継続する方法はあるか。	要介護の方が利用する、通所介護については愛知県、地域密着型通所介護については小牧市の指定になりますが、総合事業に移行されません。指定有効期間をご確認いただき、指定有効期間が途切れないように指定更新の手続きを行っていただければ、事業の継続は可能です。 要支援者を受け入れる場合は、総合事業サービスを指定を受ける必要があります。		
29	指定について	訪問介護事業所が同一建物の有料老人ホームにしかサービスを提供せず、今後も一般の利用者は考えていないとのことだがよいのか	よろしくない考え方だが、問題はない。しかし、重要事項説明書には、同一建物の利用料のみではなく、一般の利用料金も載せること。	県に確認(H29.9.21)	
30	指定について	みなし指定の事業所が県に廃止届出を提出した際、市にも提出は必要なのか。	必要なし。県で処理をしてくれるとのこと。		
31	指定について	他市の指定申請はどのように行うのか。また、他市のケアマネジャーへはどのように対応すればよいのか。	それぞれの保険者(市町村)へお問い合わせください。 他市のケアマネジャーとは直接調整をしてください。		

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

32	指定について	1つの事業所で複数のサービス(例:介護予防通所型サービスと健康維持通所型サービス)の指定申請を同時に行う場合、それぞれ指定申請書類を整えなければならないか。	それぞれのサービスの事業開始日が同じ場合は、指定申請書類は1部で構いません。 事業開始日が異なる場合は、それぞれで指定申請書類を作成する必要があります。		H29.2.27
33	基準について (定員)	要介護1～5の方が利用する通所介護と総合事業の現行相当サービス(介護予防通所型サービス)を一体的に提供する場合、定員はどのように考えればよいか。	現行相当サービス(介護予防通所型サービス)については、現行の介護予防通所介護と同様の取扱いとなることから、定員は通所介護と一体的に考えます。 また、小牧市内の事業所において、市外の被保険者が現行相当サービスとして利用する場合も、定員は一体的に考えます。		H29.2.27
34	基準について (定員)	通所介護と現行相当サービス(介護予防通所型サービス)、及び緩和した基準によるサービス(健康維持通所型サービス)を一体的に提供する場合の定員の考え方はどのようになるか。	緩和した基準によるサービスを通所介護及び現行相当サービスと一体的に提供する場合、緩和した基準によるサービスの定員は分ける必要があります。そのため、人員を変更せずに、緩和した基準によるサービスを提供する際は、定員を変更する必要がある場合があります。 【例】従来の定員が30人の場合 ・通所介護+現行相当サービスの定員 ⇒25人 ・緩和した基準によるサービスの定員 ⇒5人 また、他市町村の緩和した基準によるサービスの指定を受け、サービスを提供する場合は、小牧市及び他市の定員をそれぞれ分ける必要があるため、ご注意ください。	平成29年1月31日付 28高福号外「介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う通所介護等の定員の取扱いについて」	H29.2.27

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

H30.2.7

35	基準について (人員)	管理者の兼務の考え方について、現行相当サービスと緩和した基準によるサービスを一体的に行う場合、どのようになるか。	総合事業サービスは、介護と予防と一体的に業務管理を行うことになるため、現行相当サービスと緩和した基準によるサービスの管理者を兼務することは可能です。 また、現行相当サービスにおいて、管理者とその他の職種を兼務している場合でも、緩和した基準によるサービスの管理者を兼務することは可能です。 ※現行相当サービスと緩和した基準によるサービスの敷地が別の場合は、兼務は不可となります。 ※管理者のみであれば、同一敷地内に限り3職種まで兼務が可能です。		H29.2.27
36	健康維持通所型サービス	健康維持通所型サービスの看護職員配置加算について、看護師が、他のサービスと兼務をしている場合、加算を算定することはできるのか。	健康維持通所型サービスの勤務時間が確保されていれば兼務は可能です。		
37	健康維持通所型サービス	健康維持通所型サービスを提供する場合、提供する曜日を限定することはできるか。	運営規程に提供する曜日を定めておけば可能です。 健康維持通所型サービスと、通所介護・介護予防通所型サービスを同じ曜日で行う場合は、利用定員を分けて定めることが必要となります。	小牧市介護予防・日常生活支援総合事業説明会資料P63参照	
38	健康維持通所型サービス	「生活機能向上グループ加算」は現行の介護予防通所介護の基準では「運動器機能向上加算」と一緒に算定することができないが、健康維持通所型サービスはどうなるか。	現行の介護予防通所介護の基準と同じです。		
39	健康維持通所型サービス	「運動器機能向上加算」の指導員と「口腔機能向上加算」の指導員の資格は必要か。	現行の介護予防通所介護の基準と同じです。		
40	健康維持通所型サービス	「運動器機能向上加算」の機能訓練指導員と看護師の兼務で「看護職員配置加算」は算定することができるか。	可能です。		

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

41	健康維持通所型サービス	<p>現行の介護予防通所介護の基準では、「生活機能向上グループ加算」は週1回以上となっているが、週1回しかサービスの利用がない利用者が1ヶ月の内、数回休んだ場合はどうなるか。</p>	<p>現行の介護予防通所介護の基準と同じです。 1週につき1回以上行うこととしているので、実施しない週が発生した月は、特別な場合を除いて、算定できません。 なお、特別な場合とは、 ① 利用者が体調不良により通所を休んだ場合又は通所はしたが生活機能向上グループ活動サービスを利用しなかった場合 ② 自然災害や感染症発生等で事業所が一時的に休業した場合 であって、1月のうち3週実施した場合です。</p>	<p>介護保険最新情報 Vol.267(H24.3.16)</p>	
42	健康維持通所型サービス	<p>現行の介護予防通所介護の基準では、「生活機能向上グループ加算」は1グループ6人以下で1グループごとに1人以上のスタッフを配置することとなっているが、健康維持通所型サービスではどうなるか。</p>	<p>現行の介護予防通所介護の基準と同じです。</p>		
43	健康維持通所型サービス	<p>送迎なしで契約をしていた利用者が何らかの都合で数日送迎を希望した場合、単位はどのようになるか。また、計画書を変更する必要があるか。</p>	<p>一時的に送迎を行った場合は、単位を変更することはできません。送迎を行うことが続くようであれば、送迎が必要な方であると思いますので、ケアプランの見直しを行ってください。</p>		
44	健康維持通所型サービス	<p>「通所サービス計画書」又は「運動器機能向上加算」、「生活機能向上グループ加算」などの計画書類や記録など緩和した基準はあるのか。</p>	<p>現行の介護予防通所介護の基準と同じです。</p>		
45	健康維持通所型サービス	<p>担当者会議などの出席は管理者以外でも可能か。</p>	<p>現行の介護予防通所介護の基準と同じです。</p>		
46	健康維持通所型サービス	<p>要支援2の方は現行の介護予防通所介護の基準だと上限はないが、通常週2回程度利用が必要とされる方も週1回程度しか利用できないというルールを各事業所で決めても問題ないか。</p>	<p>健康維持通所型サービスは、週1回程度の提供としています。</p>		

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

47	健康維持通所型サービス	送迎は、通所介護及び介護予防通所型サービスと一体的に行ってもよい。その際、職員は健康維持通所型サービスの職員を配置しなくてもよい。	送迎については一体的に行ってもかまいません。健康維持通所型サービスの提供時間内に職員が配置されないということは想定していません。		
48	健康維持通所型サービス	健康維持通所型サービスに介護職員改善加算を設定しないのは、どのような理由からか。また、設定の見直しの予定はあるか。	健康維持通所型サービスについては、人員基準が緩和されているため、介護職員処遇改善加算の設定を行いません。安定した介護サービスの質が確保できるよう、今後小牧市の実情を考慮し、人員基準や単価等も含め、事業の見直しについて検討を行います。		
49	健康維持通所型サービス	半日、全日とも週1回程度とあるが、介護予防ケアマネジメントや介護予防支援により、週2回必要となれば、事業所として受けなければいけないか。	健康維持通所型サービスは、週1回程度の提供を想定していますが、事業所として週2回の利用が可能であれば、対応していただく分には構いません。ただし、報酬は週1回程度と同じになります。 また、ケアマネジメントによりサービスが週2回必要と判断される場合は、要介護(要支援)認定申請や介護予防通所型サービスの利用も検討してください。		
50	健康維持通所型サービス	通所介護と介護予防通所型サービスを同じ時間帯に同じ場所でサービスを提供する場合、それぞれのグループを分けて、合同でプログラムを実施する時間を設けても問題ないか。	全て同じプログラムを実施することは想定していませんが、ご質問のように一部合同でプログラムを実施する場合は、利用者に十分に説明を行っていただければ問題ありません。		
51	健康維持通所型サービス	介護予防通所型サービスと健康維持通所型サービスの利用割合、人数をどの程度と想定しているか。	平成26年度に地域包括支援センターの職員及びケアマネジャー向けに実施したアンケートより、入浴など身体介護以外の目的で介護予防通所介護を利用している方の割合は約3割と把握していますが、事業所の特色やプログラム内容によって利用者数は変動するものと思われるため、具体的な人数は想定ができていません。		

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

52	健康維持通所型サービス	小規模多機能型居宅介護事業所は、健康維持通所型サービスなど総合事業に参入できるのか。また、参入できる場合、定員の設定はどう考えればよいか。	小規模多機能型居宅介護を提供する区画と区分けされていれば可能です。その場合は、基準に沿った面積等により定員を設定してください。また、小規模多機能型居宅介護の従業者は、兼務可能な施設及びサービスが限定されていることから、区画を区分けした場合においても、総合事業サービスに専従の職員を配置する必要があります。		
53	生活支援訪問型サービス	生活支援訪問型サービスの1回のサービス提供時間は事業所で決めてもよいか。	サービスの提供時間は、1週間に1回1時間程度を想定しています。		
54	生活支援訪問型サービス	緩和した基準によるサービスの指定もみなし指定となり、平成29年度は指定申請を行わなくてもよいか。	緩和した基準によるサービスは新たなサービスとなるため、みなし指定となりません。		
55	生活支援訪問型サービス	生活支援訪問型サービスを提供する場合、従業員全員がヘルパー初任者研修等修了者であれば、市が行う研修を受講しなくてもよいか。	従業者が次の資格等を有していれば、市が行う研修を受講しなくてもサービスの提供が可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護福祉士養成のための実務者研修の修了者 ・介護職員初任者研修課程修了者 ・介護保険法施行規則第22条の23第1項各号に規定する研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者 (1)介護全般に関する介護職員基礎研修課程 (2)訪問介護に関する研修の1級課程 (3)訪問介護に関する研修の2級課程 ※3級ヘルパーは不可 ・ホームヘルパー養成研修修了者(家庭奉仕員講習会、ホームヘルパー講習会)一級、二級 		
56	生活支援訪問型サービス	4月に要支援認定を更新する利用者について、ケアマネジャーから緩和した基準によるサービスを検討しているという連絡がきているが、事業所として4月より緩和した基準によるサービスを提供すると答えてもよいか。	事業所が緩和した基準によるサービスの指定を4月1日から受けていればサービスの提供は可能です。		

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

H30.2.7

57	生活支援訪問型サービス	現行相当サービスと緩和した基準によるサービスを一緒に申請した方が楽なため、今年度総合事業に関する申請を行えば、平成29年度は何もしなくてよいか。	<p>平成29年4月1日の緩和した基準によるサービスの指定を受ける場合は3月15日までに指定申請をしていただき、5月1日指定日以降については前々月の末日が指定申請の期限となります。</p> <p>現行相当サービスの指定申請も併せて行うことは可能ですので、あらかじめご相談ください。ただし、みなし指定を受けている事業者については、現行相当サービスの指定について平成28年度中に手続きを行う必要はありませんが、平成29年度中に指定更新の手続きを行う必要があります。</p>		
58	請求について	総合事業のみなし指定から指定更新を行った場合、請求コードは変わりますか。また、事業所番号は変わりますか。	<p>総合事業の指定更新を行った場合は、みなし指定ではなくなるため、請求コードが変わります(A1→A2、A5→A6)。なお、平成30年度からはサービス種類コードA1、A5は使用できなくなります。</p> <p>事業所番号については、変更ありません。</p>		
59	請求について	国保連合会へ請求する時のコードはどうなるか。	総合事業用のサービスコードに基づいて国保連に請求してください。サービスコード表は、後日ホームページに掲載いたします。		
60	請求について	要支援の総合事業サービスと現行サービスの名称変更はあるか。また、サービスに付帯する請求や申請はどのようになるのか。	<p>総合事業サービスと予防給付サービスのサービス名称は異なるため、ご注意ください(総合事業サービスの名称は説明会資料に掲載しています)。</p> <p>請求については、小牧市の総合事業用のサービスコードを利用して請求してください。総合事業用サービスコード表は後日ホームページに掲載いたします。</p> <p>指定申請に関しては、説明会資料のP67からP74をご確認ください。</p>		

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

H30.2.7

61	請求について	事業対象者はどの単位数で請求するのか。	事業対象者については、要支援1と同様の単位数で請求をしてください。		
62	請求について	介護予防ケアマネジメント費について、年末調整の際に返金されるのは4300円と統一されているが、加算分は施設所在地市町村が負担するのか	加算分の金額については、施設所在地市町村が負担します。(厚生労働省確認)		
63	請求について	月の途中で、入院した場合は、日割り請求になるのか？	利用状況によると考えられる。1、2回利用し長期的に入院するのであれば、1度契約を解除し日割り請求であげても差し支えない。		
64	請求について	要介護(要支援)認定申請と同時に、基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当すれば、認定結果が「非該当」と判定された場合でも、総合事業の請求は可能か。	介護予防ケアマネジメントの届出を市に提出した上で、暫定プランで利用した総合事業サービスは、事業対象者として算定が可能です。ただし、暫定で利用した予防給付サービス(福祉用具貸与等)については、全額自己負担となります。		
65	請求について	事業対象者が生活支援訪問型サービスを利用していたが、介護予防訪問型サービスに移行することとなった。その場合、初回加算は算定できるか。	初回加算については、介護予防訪問型サービス計画を作成するにあたり、新たなアセスメント等を要することを評価するものであるため、算定は可能です。		
66	定款・運営規定等	事業の目的として定款に位置づける際は、事業名をどのように記載すればよいか。	介護保険法で使用されている用語を記載していただくことが適切であると考えます。 【例】 「介護保険法に基づく第1号事業」 ※第1号事業は、介護予防・生活支援サービス事業をことと言い、訪問型サービス及び通所型サービス全てが含まれています。		H29.2.27

【小牧市】新しい総合事業に係るQ&A

H30.2.7

67	定款・運営規定等	運営規定や重要事項説明書の文言はどのように変更したらよいか。	<p>事業名称については、利用者に分かりやすいように具体的な事業の内容が分かる名称を使用することが適切と考えます。</p> <p>【例】 「介護予防訪問型サービス」 「介護予防通所型サービス」 「介護予防訪問型サービス、生活支援訪問型サービス」</p> <p>なお、実施地域をが複数としている場合、それぞれの市町村によってサービス名や単価、市問合せ先等が異なるため、運営規定等は市町村ごとに作成をしたほうが良いと考えます。</p>		H29.2.27
68	健康維持通所型サービス	要支援2の方でも利用できるのか。	<p>利用可能。 単価は要支援1、事業対象者と変わらないということ。週一回とは記載されているが、事業所同士で話し合いよければ2回利用しても問題はない。</p>		